

第24回（2023年度）島根県障がい者スポーツ大会
「アーチェリー」競技会 開催要項

1. 目的

この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

2. 主催

島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

3. 共催（予定）

松江市

4. 主管（予定）

島根県アーチェリー連盟

5. 後援（予定 順不同）

公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 松江市教育委員会 松江体育協会 松江市社会福祉協議会 松江市身障者福祉協会 松江市手をつなぐ育成会 松江市障害者スポーツ協会

6. 協力（予定 順不同）

島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆さま

7. 期日

2023年5月21日（日）

受付13:30～13:40 開会式13:45～ 競技開始 14:00～

8. 申し込み期限

2023年4月28日（金）

9. 会場

県立はつらつ体育館

（松江市上乃木7丁目1-27 TEL：0852-21-3253）

10. その他

上記以外の項目は、「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」による。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982

メール：info_office@spokyo.org

第24回（2023年度）島根県障がい者スポーツ協会
「アーチェリー」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の（公財）日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び「全日本アーチェリー連盟競技規則」並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

(1) 個人戦（以下のいずれか1種目に出場できる）

①リカーブ部門…障がい区分別、男女別とする。

②コンパウンド部門…障がい区分は設けず、男女別とする。

(2) 団体戦

個人競技に出場した選手のうち、上位3名の合計スコアにより決定する。1チーム3名以上5名以内とする。

3. 服装

(1) 運動に適した服装とする。

(2) ゼッケンは主催者が交付するものを使用し、競技者のクィーバーまたは大腿部に付ける。

4. 練習時間

競技開始前にフリープラクティスを設ける。

5. 用具

(1) 弓具は選手が用意する。

(2) 矢には必ずネームを記入する（イニシャルでもよい）。

6. 弓具検査

開会式終了時間から競技開始時間までに会場で行う。

7. 車いす規定

アーチェリーに使用する車いすまたはいすは次のとおりとする。ただし、ここにあげる以外でもシューティングに有利と見なされる事項は禁止する。

(1) 車いすは車いすに取り付けられたブレーキ以外の装置で固定してはならない。

(2) 車いすの背もたれや支柱は、体幹の半分より前まで覆う形状であってはならない。

(3) 障がい区分1の競技者は、競技者が使用できるボディサポートは[図1]に準ずるものとする。また、この区分に関しては、使用するストラップの本数制限がないため、幅の広いストラップも使用することができる。

(4) 障がい区分1、2ともに、シューティングに有利ではなく、座位保持を安定させるために腰部分をストラップで支持することができる。

(5) 車いすは可能な限り標準仕様であること。[図2]のようなものはシューティングに有利とみなされ禁止される。

8. 競技方法

(1) 競技種目は、男女ともインドア18mラウンド（60射）とする。

(2) 標的面は直径40cmとする。

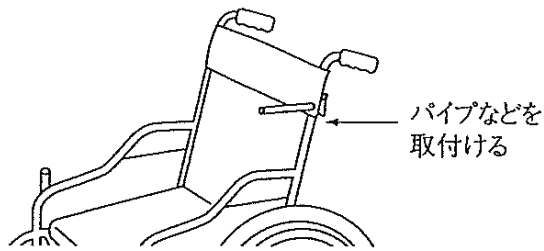
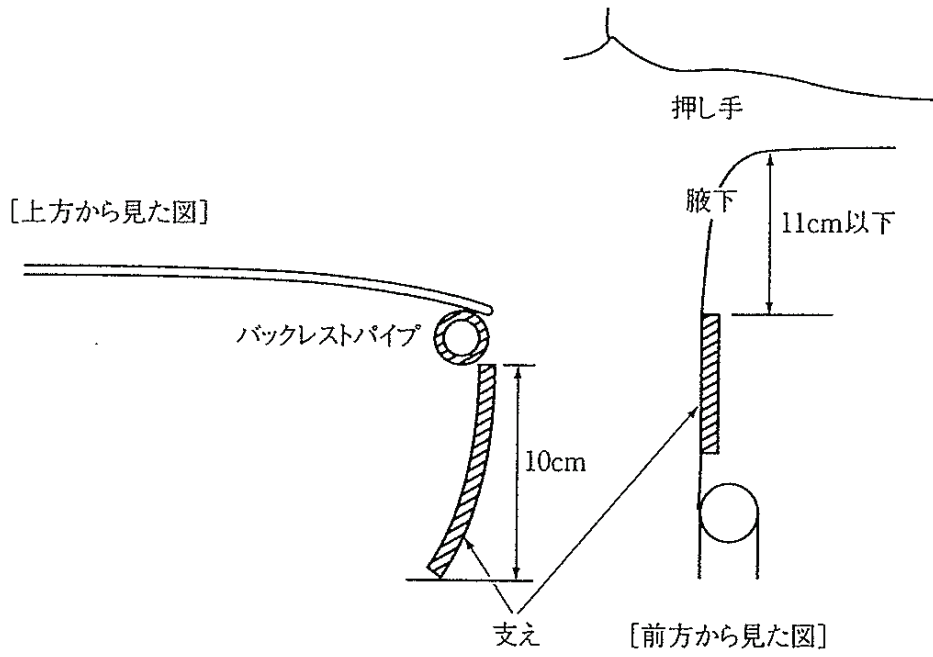
(3) 行射数および行射時間は次のとおりとする。

①行射数は1エンド3射とする。

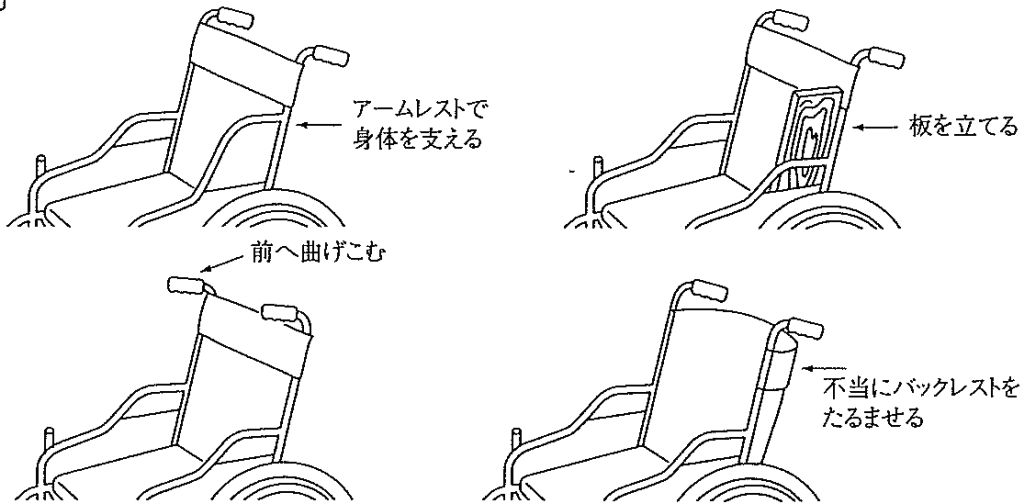
②行射時間は1エンド2分以内とする。（1射40秒以内）

- (4) 障がい区分1および3の選手はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。また、障がい区分1および3以外の選手で上肢にも障がいがあり、補助具を使用しないと行射できない選手も、審判長の承認を得れば使用することができる。
- (6) 行射については次のとおりとする。
 - ①車いすあるいはいす使用の競技者は、シューティングライン後方に少なくとも車いすの1輪またはいすの1脚を置いて行射しなければならない。
 - ②行射中は押手並びに弓を車いすやいす等で支えてはならない。
 - ③1競技者について最低125cmの間隔を確保する。またいす使用の競技者は、いすの背もたれや肘掛けなどで体を支えてはならない。
 - ④車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。
- (7) 立順について
2名または3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたはいす使用の競技者は、常にシューティングラインにとどまってもよい。その場合、弓を膝の上もしくはシューティングライン後方に置くことによって行射を終了したものとする。
- (8) コンパウンド部門に出場する選手が団体競技のメンバーである場合、点数の5%引いた点数を採用することとする。
- (9) 特別な事情のある選手には主催者の許可を得てアシスタントを付けることができる。ただし、原則アシスタントを認めるのは障がい区分1の選手のみとする。
- (10) 採点は相互看的とし、困難な場合は代行を認める。

〔図1〕



〔図2〕



『全国障害者スポーツ大会競技規則集—令和4年4月1日より実施分—』より引用

アーチェリー 障がい区分表

●男女別

△男女混成可、年齢・障がい区分なし

	区分番号	障がい区分	個人競技		団体競技	
			リカーブ部門	コンパウンド部門		
肢体不自由	1	第8頸髄まで残存	●	●	△	
	2	その他の車いす	●			
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	●		
		4	下肢障がい（いす・車いす使用を含む）	●		
		5	体幹	●		
	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺	●		●
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	7	聴覚障がい	●			
内部障がい	8	ぼうこう又は直腸機能障がい	●			
知的障がい	9	知的障がい	●			
精神障がい	10	精神障がい	●			

※区分1には、「第6頸髄まで残存」及び「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。